

令和7年4月1日の申請から スポーツ施設の使用料が変わります (専用使用・個人使用)

令和7年4月1日の申請から、以下のとおり使用料を改定します。
利用される皆様にはご負担をおかけすることになりますが、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

1 個人使用、専用使用の使用料を変更

使用料の変更があるスポーツ施設

【専用使用】

- スポーツグラウンド ●総合運動場 ●市民体育館 ●武道館（洗心館）

【個人使用】

- 総合運動場 ●市民体育館 ●武道館（洗心館） ●片山市民プール

2 個人使用

1 時間当たりの使用料

- 総合運動場、市民体育館、市民プール（トレーニングのみ）

| | ① 現行 | ② 変更後 |
|-------------|-------------|-------------|
| 一般（小学生・中学生） | 100 円（50 円） | 150 円（70 円） |

- 武道館（洗心館）

| | ① 現行 | ② 変更後 |
|-------------|------------|-------------|
| 一般（小学生・中学生） | 80 円（40 円） | 120 円（60 円） |

※トレーニング室を使用するときは、任意の1時間で使用できます。（一般のみ）

※トレーニング以外の種目での使用は、「上記料金×時間枠の時間数」が使用料となります。

※上記以外の時間枠については、ホームページをご確認ください。

3 専用使用

【例】市民が午後1時から午後3時までの使用時間枠を使用した場合

● スポーツグラウンド

| | ① 現行 | ② 変更後 |
|--------|---------|---------|
| 野球場 | 1,500 円 | 2,200 円 |
| テニスコート | 600 円 | 840 円 |

● 総合運動場

| | | ① 現行 | ② 変更後 |
|-------|----|---------|----------|
| フィールド | 全面 | 8,000 円 | 10,000 円 |
| | 半面 | 4,000 円 | 5,000 円 |
| トラック | 全面 | 3,000 円 | 4,400 円 |

● 市民体育館

| | | ① 現行 | ② 変更後 |
|----------------------|----|---------|----------|
| 第1体育室 | 全面 | 8,900 円 | 13,200 円 |
| | 半面 | 4,400 円 | 6,600 円 |
| 第2体育室 (北千里・山田・目俵) | | 4,400 円 | 6,400 円 |
| その他の体育室 | | 1,700 円 | 2,520 円 |
| 多目的ホール (目俵) | | 2,000 円 | 3,000 円 |

● 武道館 (洗心館)

| | | ① 現行 | ② 変更後 |
|-------|-------|---------|---------|
| 第1武道室 | | 5,400 円 | 6,000 円 |
| 第2武道室 | | 6,700 円 | 7,500 円 |
| 第3武道室 | | 3,000 円 | 3,300 円 |
| 弓道場 | 10人立ち | 3,400 円 | 3,600 円 |
| | 5人立ち | 1,700 円 | 1,800 円 |

※上記以外の時間枠については、ホームページをご確認ください。

※各スポーツ施設の使用料改定に係る詳細については、右の二次元コードからも確認できます。

